



北海道

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」講習会

「発電利用に供する木質バイオマスの証明の
ためのガイドライン」の適切な運用に向けて



2020年1月
(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会
前川 洋平

主たる読者：**認定団体**

※木質バイオマスの発電利用に関わるすべての事業者の方に理解戴けるよう作成

第1章 「発電用木質バイオマス証明」の取り組み

⇒**ガイドラインの背景**を紹介

第2章 認定団体方式における認定団体の役割

⇒**認定団体として求められること**等を紹介

第3章 認定事業者の役割

⇒**認定事業者はどのように取り組めば良いのか**等を紹介

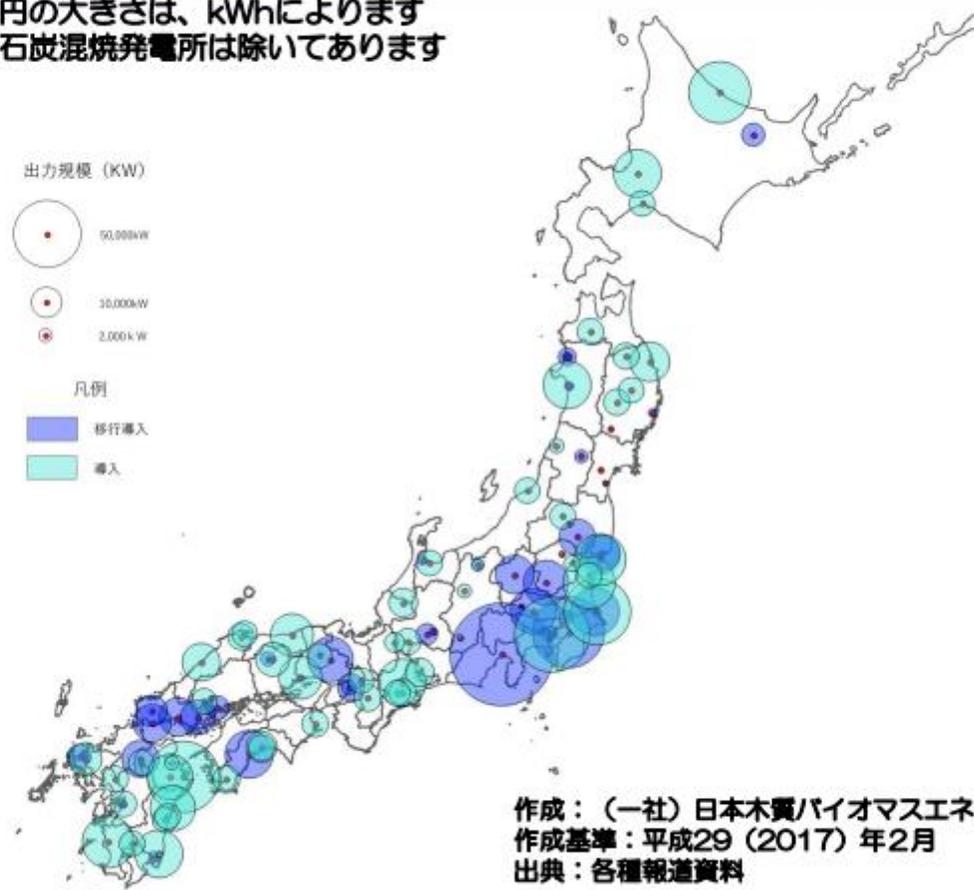
付録 確認書類・認定団体一覧・現地調査から得られた事例

⇒**個別事例**等は、**事例・コラム・Q&A**で紹介

木質バイオマス発電所の現況



注1：円の大きさは、kWhによります
注2：石炭混焼発電所は除いてあります



長期エネルギー需給導入見通しにおける導入（稼働）見込量 と現在のFIT制度認定量・導入（稼働）量との比較



- 経済産業省が2015年7月に公表した長期エネルギー需給導入見通しにおける2030年度における導入（稼働）見込量と、現在、FIT制度に認定されている認定量を比較すると、木質バイオマス発電は、現時点で、目標値をはるかに上回る稼働もしくは計画状況となっています。

	長期エネルギー需給導入見通しにおける導入見込量 (2030年度)	FIT制度導入量 (2017年3月末時点)	FIT制度認定量 (2017年3月末時点)	FIT認定量と長期エネルギー需給見通しとの比較	現在の進捗度合い
未利用間伐材等	24万kW	30.6万kW	50.8万kW	26.8万kW	211.7%
一般木材・農作物残さ	272万kW～ 400万kW	40.3万kW	1154.0万kW	754万kW	288.5%
建設資材廃棄物	37万kW	34.1万kW	41.9万kW	4.9万kW	113.2%
バイオガス	16万kW	3.8万kW	11.2万kW	-4.8万kW	70.0%
一般廃棄物等	124万kW	88.5万kW	95.9万kW	-28.1万kW	77.3%
RPS	127万kW	112.3万kW	112.3万kW	-14.7万kW	-
合計	602万kW～ 728万kW	309.6万kW	1466.1万kW	738.1万kW	201.4%

平成29年度以降の木質バイオマス発電 調達価格



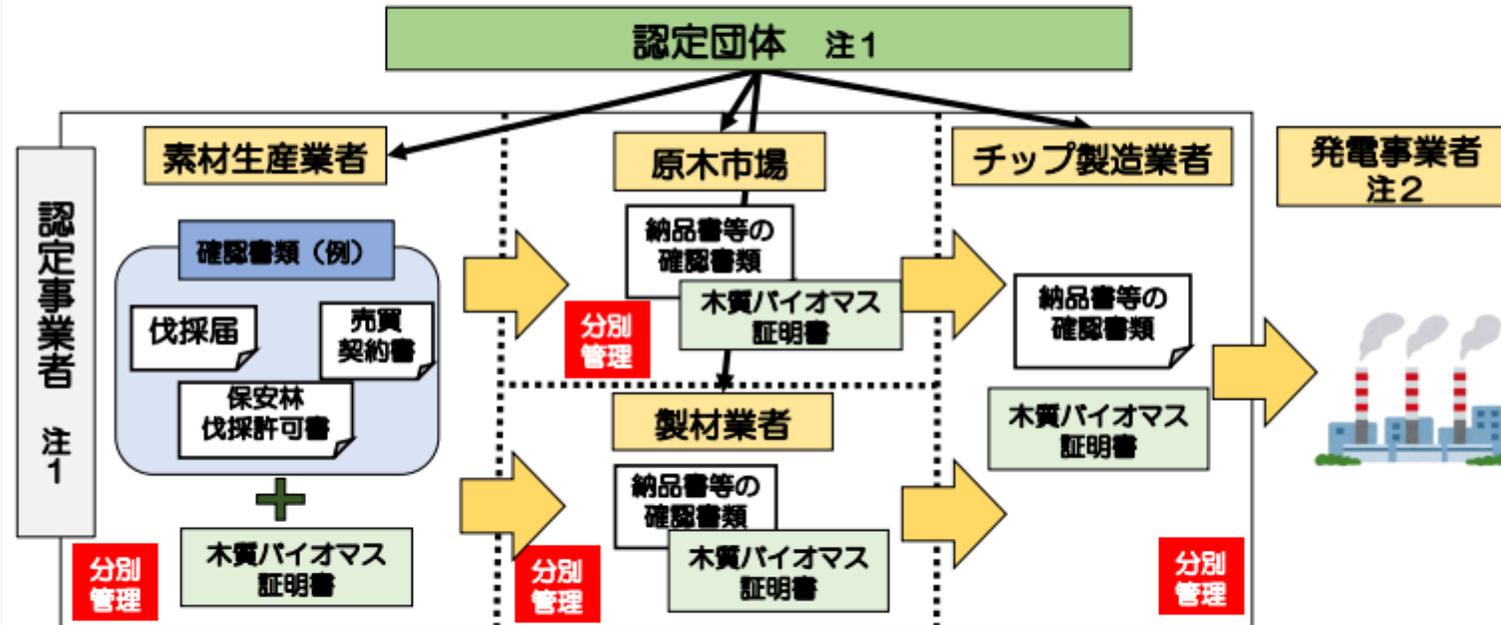
平成29年度から3年間のバイオマスの買取価格について、調達価格等算定委員会から、**一般木質・農作物残さの20,000kW以上の発電規模について「21円/kWh」**の価格が新たに設けられました（平成29年3月14日公表）。

調達区分		1 kWhあたり調達価格				調達期間
		平成28年度 (参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
メタン発酵		39円+税	39円+税			20 年間
未利用 木材	2,000kW 以上	32円+税	32円+税			
	2,000kW 未満	40円+税	40円+税			
一般 木材等	10,000kW 以上	24円+税	(平成29年9 月末まで24円 +税)	平成30年度～ 入札方式		
	10,000kW 未満			24円+税		
廃棄物		17円+税	17円+税			
リサイクル木材		13円+税	13円+税			

ガイドラインの概要



- 平成24年6月に林野庁が「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を策定
- ⇒原則として、認定団体により事業者認定を受けた認定事業者が証明書を発行



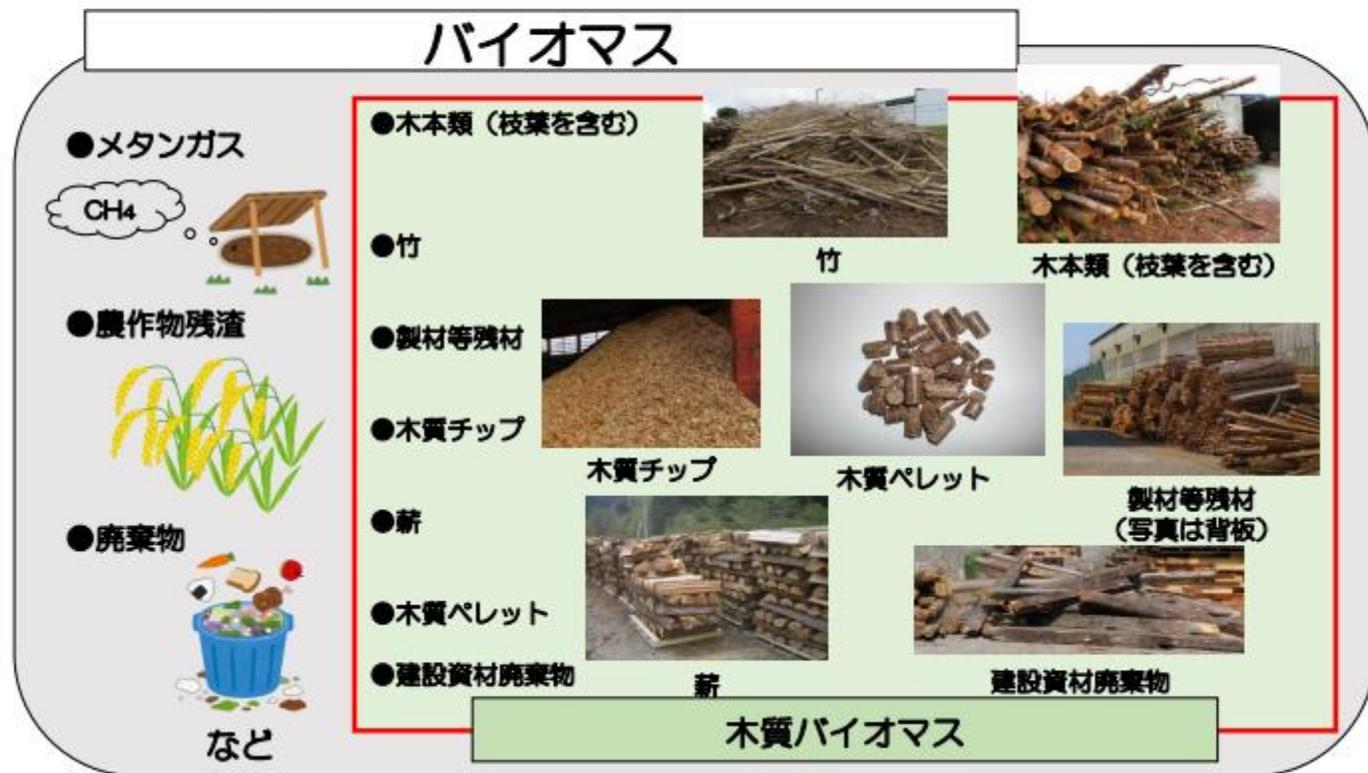
注1：認定団体は134団体、認定事業者は4,342社（平成28年11月時点）

注2：原木やチップを発電用木質バイオマスとして流通・販売させる場合には、発電事業者であっても事業者認定が必要

木質バイオマスの範囲



木質バイオマスとは、木本類（竹含む）のみを指します。
PKS（パームヤシ殻）やEFB（パームヤシ空果房）などは、ガイドラインの適用を受けません。



由来の定義



流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等 残材	建設資材 廃棄物等
				間伐	主伐		
由来の生育地の由来							
国産材	森林以外・林道支障木など			[Gray Box]		[Gray Box]	[Light Green Box]
	森林 由来	民有林	その他	経営計画外	[Gray Box]		
				経営計画	[Green Box]		
		国有林	保安林		[Green Box]		
			その他		[Green Box]		
輸入材				[Gray Box]			

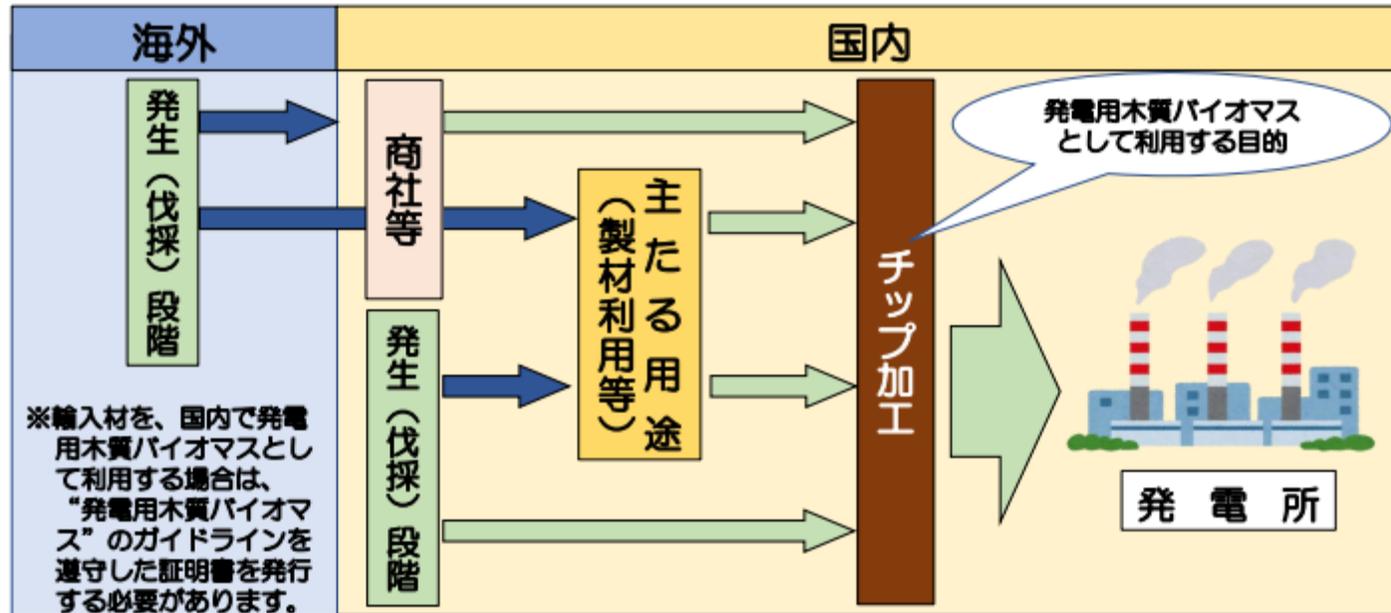
-  証明書（注）の連鎖があれば間伐材等由来の木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等
-  証明書の連鎖があれば一般木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等
-  建設資材廃棄物等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

合法性証明と発電用木質バイオマスガイドラインの関係



輸入材は、国内に持ち込んだ後の用途によって、適用されるガイドラインが異なります。
 輸入材を、日本国内でエネルギー利用（FIT売電を目的）として扱う場合は、国内に持ち込んだ時からガイドラインが適用されます。
 合法性証明の証明書を使用する場合は、ガイドラインに基づいた認定番号と「一般木質バイオマス」である旨を追加記載する必要があります。

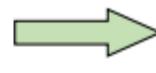


適用される
ガイドライン凡例：

“合法性証明”
ガイドライン



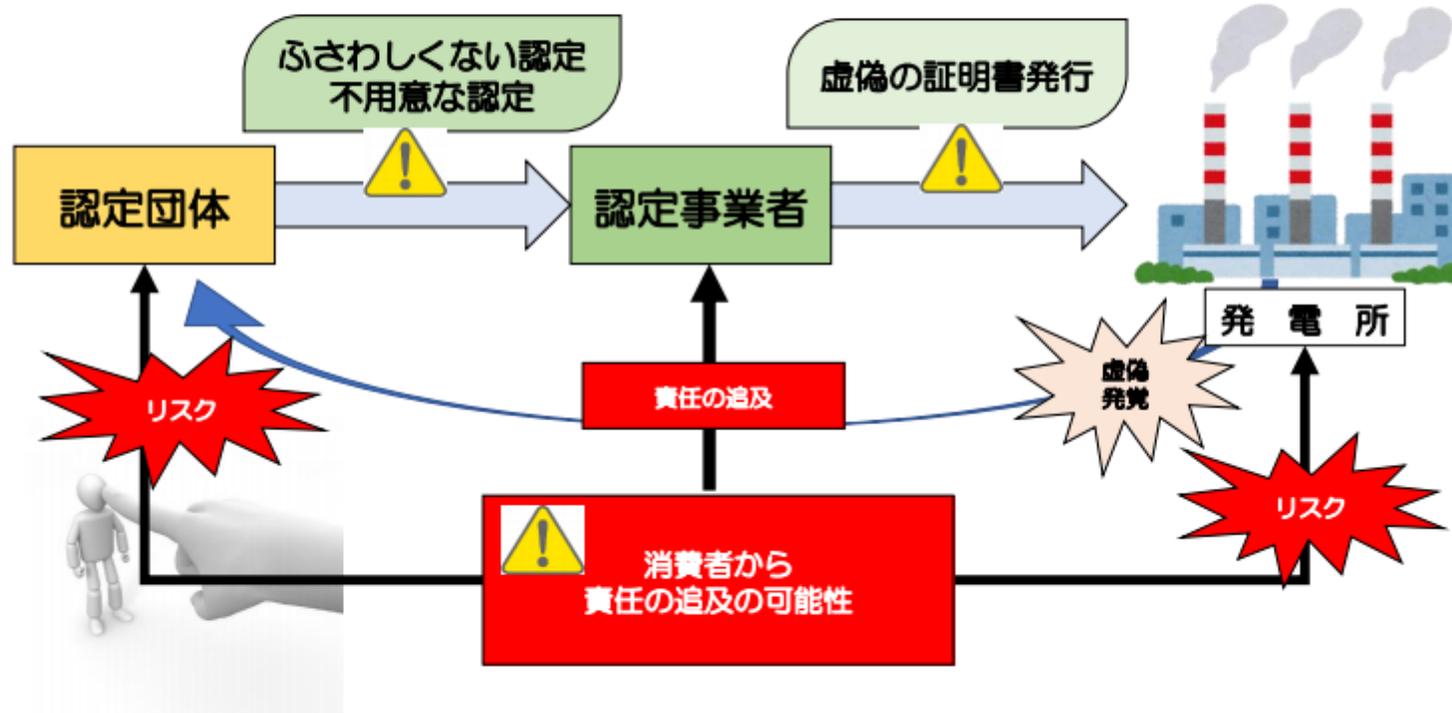
“発電用木質バイオマス”
ガイドライン



ガイドラインの運用に携わる責任とリスク



- ガイドラインに従い、発行される木質バイオマスの証明書は、発電事業者が**高い価格で売電できる根拠**であり、**その原資は国民負担**によって支えられています。
- 不用意な認定、虚偽の証明書の発行は、発電所の**信用を失墜**させ、FIT制度が国民的議論の対象になる可能性もあります。



不正な事例（一例）



不正な事象は、**故意に行う不正**のほかに、**ガイドラインを十分に理解していない等**の理由により発生する可能性があります。

事例：証明書への虚偽記載

- 「間伐材等由来の木質バイオマス」とであると偽って記載する
- 実際の取引量よりも多い数量を記載する
- 実態と異なる伐採地に関する確認書を添付する
- 証明書に**実際の取引先と違う宛先**を記載する

事例：分別管理違反

- 分別管理をしない
- 由来の異なるものを**不当に混合させて販売**している
- **第三者から見て不明な場所**で原料や製品を**管理**している

事例：実績報告をしない

- **自身の不当な取引を隠すため木質バイオマス取扱実績を認定団体に対して報告しない**

総務省による行政評価・監視の結果



総務省による「**森林の管理・活用に関する行政評価・監視**」（2015年～2017年）

⇒2017年7月4日に報告書が公表

調査対象

19発電設備・98納入ルート
(間伐材等由来の木質バイオマス：82ルート 一般木質バイオマス：16ルート)

指摘事項

木質バイオマス発電設備に納入する燃料チップ等の加工事業者等の中には、**由来に係る証明書類を適切に入手・作成していない例あり**

勧告

適切な調達価格が適用されるよう、チップ加工事業者等に対し、伐採および加工・流通段階において**必要となる由来の証明書や根拠書類**について、改めて**周知徹底を図ること**

総務省による行政評価・監視での指摘①



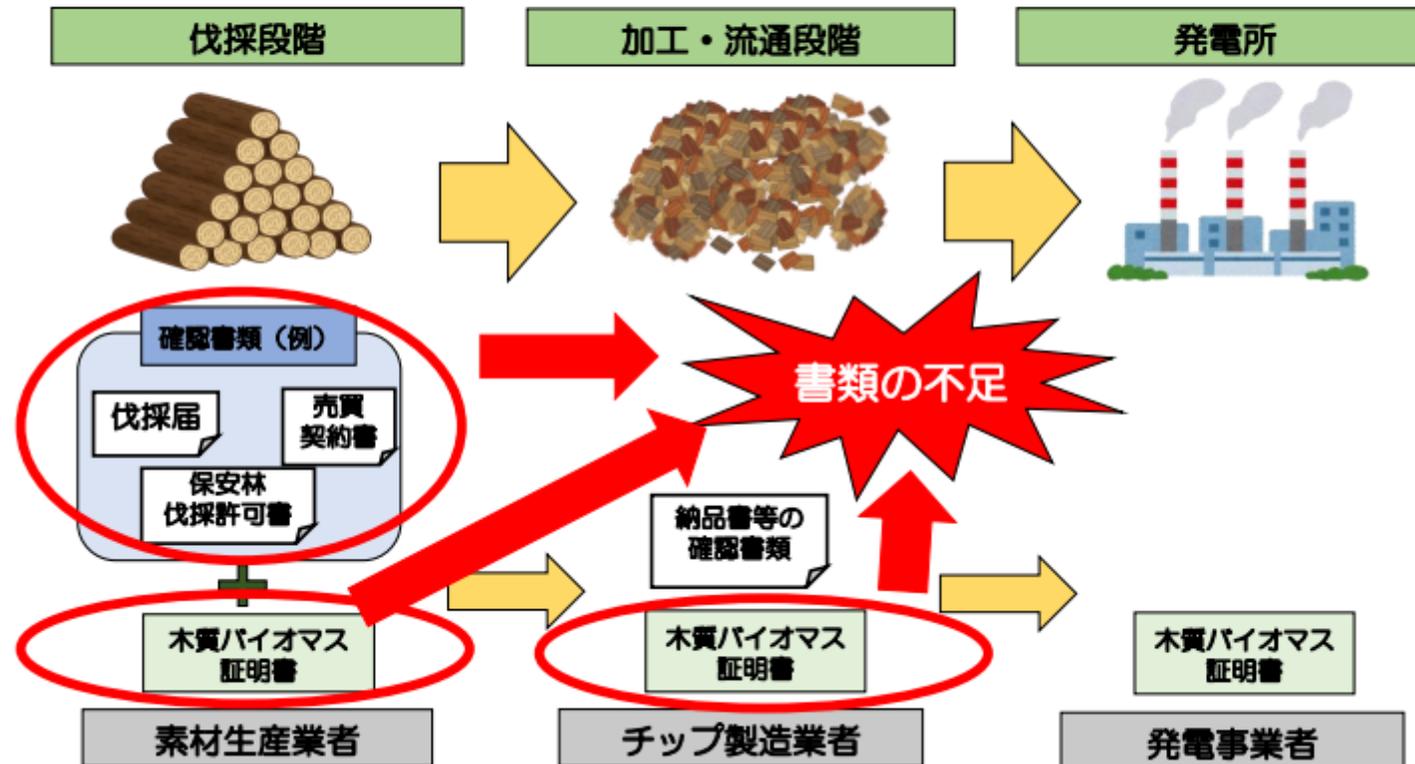
■素材生産事業者等が**誤った燃料区分を適用して**チップ加工事業者・発電事業者等に納入していた例（1 発電設備2 納入ルート）



総務省による行政評価・監視での指摘②



■チップ加工事業者等が、①必要な証明書と根拠書類を入手しなかった、②必要な証明書を作成しなかった例（11 発電設備29 納入ルート）



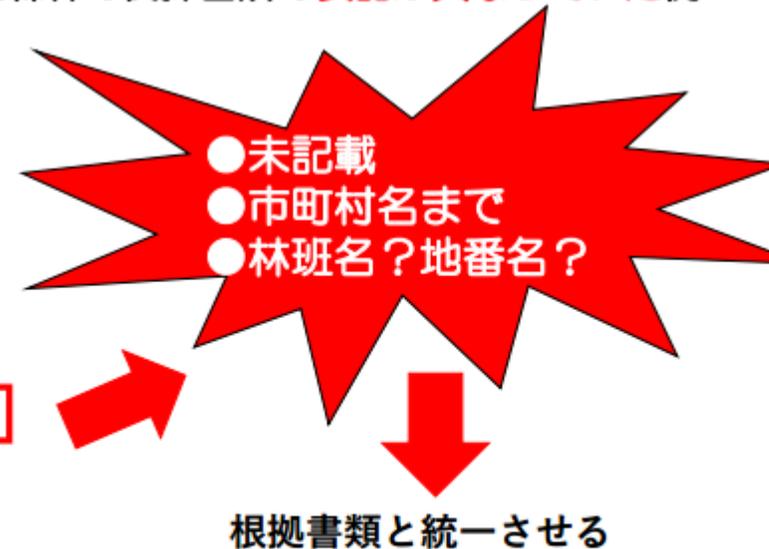
総務省による行政評価・監視での指摘③



■素材生産事業者等による**証明書の記載内容が不十分**で、証明書と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所が**照合できなかった例**（10 発電設備30 納入ルート）

- i) 証明書や根拠書類に森林の伐採箇所が**未記載**であった例
（7 発電設備12 納入ルート）
- ii) 証明書に森林の伐採箇所の記載が**市町村名まで**であった例
（4 発電設備12 納入ルート）
- iii) 証明書と根拠書類とで記載された森林の伐採箇所の**表記が異なっていた例**
（2 発電設備6 納入ルート）

証明書	
納入先	認定番号 事業者名
下記の通り証明します。	
由来区分：	
伐採箇所：	
数量：	
樹種：	





一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>
